

社会福祉法人上尾市社会福祉協議会
広報紙「あげお社協だより」印刷製本
委託業務仕様書

【目 次】

1.	委託業務名	・・・・・・・・・・・・・・・・P. 1
2.	業務目的	・・・・・・・・・・・・・・・・P. 1
3.	発行回数	・・・・・・・・・・・・・・・・P. 1
4.	業務内容	・・・・・・・・・・・・・・・・P. 1
5.	規格	・・・・・・・・・・・・・・・・P. 1
6.	委託期間	・・・・・・・・・・・・・・・・P. 2
7.	編集体制整備	・・・・・・・・・・・・・・・・P. 2
8.	編集・校正	・・・・・・・・・・・・・・・・P. 2
9.	校了後	・・・・・・・・・・・・・・・・P. 2
10.	担当者の選任	・・・・・・・・・・・・・・・・P. 3
11.	著作権	・・・・・・・・・・・・・・・・P. 3
12.	代金の支払い	・・・・・・・・・・・・・・・・P. 3
13.	その他	・・・・・・・・・・・・・・・・P. 3

仕様書

1. 委託業務名

社会福祉法人上尾市社会福祉協議会広報紙「あげお社協だより」印刷製本業務

2. 業務目的

上尾市社会福祉協議会（以下、本会という）の取り組みや地域福祉活動等を市民に紹介・周知し、福祉への理解と関心を高め、地域住民へ地域福祉の意識啓発を行うことを目的とする

3. 発行回数

年3回（6月・10月・2月）

第1回 令和7年 6月1日発行 178号

第2回 令和7年10月1日発行 179号

第3回 令和8年 2月1日発行 180号

4. 業務内容

「あげお社協だより」の制作

（編集・印刷・製本・梱包・納品）

- ・本会が提出する原稿（ワードデータ、写真等）をもとに、本会の指示で編集を行う
- ・指定原稿に対して紙面レイアウト提案
- ・デザイン、レイアウト
（デザイン、レイアウトについて、本会担当者と打ち合わせの上決定する）
- ・カット作成
- ・文字、デザインのレイアウト校正
（4回程度の校正を行い、その際の見本を9部提出すること）
- ・本会が指定した当日午前9時30分までに納品及び埼玉県内指定配送業者へ当日午前中に納品

5. 規 格

①部 数 1回あたり101,000部（随時変更あり）

②サイズ A4版 29.7×21.0cm

③頁 数 12頁

④紙 質 上質 A/35Kg

⑤色 質 両面印刷 4色刷り

⑥仕 様 綴じなし製本

⑦納 品 発行月における本会が指定する日の午前中に業者及び本会への納品

6. 委託期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

(令和7年6月1日発行～令和8年2月1日発行)

7. 編集体制整備

(1) 口頭・文章等の方法で本会が依頼した内容に沿って編集できる受注者社員を複数名保有し、その社員が同席すること

8. 編集・校正

(1) 編集・校正を行う本会職員が打合わせ時等により変更を指示した場合、修正通りに修正し編集するものとする

(2) 入稿後は、本会よりワード・エクセルデータ又は紙媒体にて提供し、各ページレイアウトは、別途指示する

(3) イラストは受注者が作成及び手配すること（別途請求無）

(4) 受注者が示す簡易な紙面案に基づき、受注者により見やすく分かりやすい紙面構成にするものとする

(5) 受注者による校正を行うものとする。受注者により誤りを訂正するだけでなく、誤字、脱字、日時等で明らかに不当な箇所があった場合は発注者に指摘するものとする

9. 校了後

(1) 指定する業者及び本会への納品は、発行日の5日前（随時変更あり）までに納品すること

(2) 本会ホームページに掲載するデータ用として、広報紙の内容を広報紙納品日までに、PDFファイルで提出すること

10. 担当者の選任

(1) 受注者は、編集及び校正のやり取り、問い合わせ等についての営業担当者を最低1名選任するものとする

(2) 受注者は、本契約締結後、速やかに営業担当者・技術者等の本契約に係る人員の一覧を提出する。なお、原稿・校正等のやり取りにバイク便・郵送等は不可とする

1 1. 著作権

- (1) 受注者が本業務のために作成した図画（題字・挿絵・図表等を含む）の著作権は、発注者に帰属するものとする。ただし、受注者が手配したイラスト及び写真等の著作権は作成者に帰属する
- (2) 既存の図画等を使用する場合は、無断転載等著作権侵害行為をせず、受注者においてその利用承諾等適正な手続きを行うものとする

1 2. 代金の支払い

本会は、発行月ごとに成果品を完了し、完納されたことを確認した後、受注者の適法な請求書に基づいて、各月単位で代金を支払うものとする

1 3. その他

本仕様書に定めのないことについては、双方で協議し円滑に対処するものとする。なお、協議により仕様に変更が生じた場合は、変更契約を結ぶものとする